

## ホームページを開設しました！！

当財団のホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.kochi-kyousai.com/>

このホームページから共済財団が行なっている事業内容等様々な情報を提供していますので、ぜひご覧になってください。(退職給付金のシミュレーションができるページもあります。)



## 公益法人制度改革への対応について

公益法人改革法が平成20年12月1日から施行されて、特例民法法人となっている当財団は、平成25年11月末までに公益法人改革法に適應できる、新たな法人に移行する必要があります。公益財団法人、又は一般財団法人への移行、あるいはそれ以外の法人形態への移行のいずれを選ぶかを、制度検討委員会を中心に協議・検討を行ってきました。

この協議の過程で、どの法人形態とするかは、今後の共済事業に対する公益法人改革の動向と、それぞれの法人の移行条件、並びに他県の共済団体の対応をも、さらに見極める必要があるとして、引き続き検討を重ねて行くこととしました。

移行目標を決定するに当たっては、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会に加入している他県の共済団体とも連携を図り判断することとします。

なお、平成23年度の全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会・全国会議は、高知県での開催が決定されました。この全国会議の場でも、公益法人制度改革への対応方法が議論されると思います。

## 「平成22年度全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会・全国会議」の報告

沖縄県那覇市において、平成22年11月4日から5日にかけて「平成22年度全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会・全国会議」が開催されました。

「共に描く共済制度の道」をテーマとして下記のとおり全体会議・分科会が開催され、当財団からは藤原理事長・吉永理事（制度検討委員会委員）・楠目評議員（資産運用管理委員会委員）・津野事務局長・松田主任が出席しました。

### 【全体会議】

- ① 基調講演：「介護人材確保対策の動向について」  
厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課福祉人材確保対策室  
マンパワー企画係長 高橋 健司 氏
- ② 事務局報告：「共済制度における諸課題について」  
一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会  
常務理事・事務局長 塚口 研一 氏
- ③ パネルディスカッション：テーマ「共に描く共済制度の道」  
神戸学院大学法科大学院 教授・弁護士 今川 嘉文 氏  
税理士 岩本 兼一 氏  
りそな銀行信託ビジネス部 グループリーダー 芝 康彦 氏  
一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会  
常務理事・事務局長 塚口 研一 氏  
〈コーディネーター〉厚生労働省・労働保険審査会委員 品田 充儀 氏

- 【分科会】 第1分科会「資産運用の基本」  
第2分科会「法人移行の課題と対応」

## 報告 1

### 全体会議「パネルディスカッション」：テーマ 「共に描く共済制度の道」

報告者：理事・制度検討委員会委員 吉永 宣生

11月だというのに、ほぼ“夏日”のつづく暑い那覇で、これまた熱い課題満載の全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会の『全国会議』が開かれました。

まず、平成25年11月末がタイム・リミットで、当面の課題となっている“公益法人改革”。それにつづく、グローバル化の嵐にさらされながら“あたらしい公共”論議を主因として、特殊性を否定する流れの中に巻き込まれようとしている“『社会福祉法人』による福祉施設経営自体の課題”～などなど、なにか暗雲が立ち込めてくるような気にさえなります。

今回の、会議のメインプログラムとなった〔パネルディスカッション〕【共に描く共済制度の道】での、各パネラーの発言を切り取って見ました。

〔コーディネーター／厚生労働省：労働保険審査会委員 品田 充儀 氏〕

◎ 福祉施設経営は、今、深刻な課題4点を抱えています。

- ① 社会全体のグローバル化の中で、社会福祉事業は“聖域”ではなくなってきていること
- ② 退職共済制度も含めて、複合的な“法定安定性”の確保が必要になってきたこと
- ③ 施設経営の中で、結構ある“例外的扱い”の廃止のながれ
- ④ 社会福祉法人の“特殊性”を認めないながれ

などが、あげられます。

では、本会議のメインテーマである『退職共済制度』をめぐる諸課題に、どう対応して行くかを各パネラーに語ってもらいます。

まず、「共済制度をどうすべきなのか？」についてお願いします。

〔パネラー／神戸学院大学法科大学院教授・弁護士 今川 嘉文 氏〕

\* 「共済制度」をつくった目的は、そもそも“人材を確保する”ところにあったのではないか。それを便宜的に従事者本人からも、掛金を徴収することにしたことから、いくつかの課題に直面していることもあり、共済という民法上の契約のあり方について、基本的な検討が必要と思われれます。

〔パネラー／税理士 岩本 兼一 氏〕

- \* ある時、税務署から“福祉施設の退職金制度は、退職所得とは言いがたい”といわれて愕然としたことがあります。まるで、今の共済制度の多くは太平洋を横断するヨットが“羅針盤もレーダーもなく、金だけ積んで船出した”ようなものだと思います。
- \* 今後、一般財団(社団)法人となった場合は、利子課税(20%)がありますが将来的には、給付の減額措置に至ることも考えられます。

〔パネラー／りそな銀行信託ビジネス部グループリーダー 芝 康彦 氏〕

- \* 現行の「共済制度」の課題は、【根拠法】がないというところに素因があり、いずれ〔適格年金〕扱いか〔非適格年金〕扱いのどちらかを選択しなくてはならなくなるのではないかと思います。

〔コーディネーター／品田〕

- ◎ では、“現状を打破する”にはどのような方法があると思われますか。財団法人や社団法人から、社会福祉法人への移行も、選択肢のひとつとして検討されていることも含めてお話しください。

〔パネラー／塚口〕

- \* まず、個人拠出金の問題をどうするかを論議すべきだと思います。言い換えれば、退職金支払者は誰なのかを明らかにし、主体性を確保することが大切だと思います。

〔パネラー／岩本〕

- \* 社会福祉法人への移行は、法的にも現行制度では認められないのではないのでしょうか。さらに、社会福祉法人(社協)への移行ができて、「利子課税」が非課税になるだけだと思います。

〔コーディネーター／品田〕

- ◎ 今回の、公益法人改革の元になっている“公益とは”“非営利とは”という概念をどうとらえるかがあると思いますが、各パネラーのご意見はいかがでしょうか。

〔パネラー／今川〕

- \* 「共済制度」自体が、“非営利事業”であるとはいい難いと思います。過去に、勤労者福祉共済が“悪用”されてきたことが、大きなネックになっており、共済制度が「公益法人」として認可されることは、まずないと思わざるを得ません。

〔パネラー／岩本〕

- \* 「公益法人」として認可される要素として、まず総事業中「公益事業」が50%を占めており、その事業対象が「不特定多数」でなければなりません。しかし現行共済制度では、そのいずれも満たすことができません。

〔コーディネーター／品田〕

- ◎ 基本的な課題ですが、“法的根拠をつくれる可能性”はいかがでしょうか。

〔パネラー／芝〕

- \* 消去法で言うと、「特定保険事業者」にはなれません。最も近いものでいえば、「社内積立(掛金)」によるファンド扱いが適用できるかもしれません。

〔パネラー／岩本〕

- \* 仮に、公益法人へ移行しようとする場合は、法人財産をすべて公益事業に充てなければならないので、退職金共済制度という本来の目的とは、相反することとなります。

〔パネラー／塚口〕

- \* 共済会が「退職金」の支払者になることが、ひとつの方法として考えられる。

〔パネラー／今川〕

- \* 共済会が「退職金」の支払者になる場合は、制度上の高度の透明性や信頼性の確保が求められるでしょう。また、契約約款も今以上の内容整備も必要です。一方、可能性のひとつとして【特別法】の制定が考えられます。もちろんこの場合は、相当強力な政治的アクションが必要となります。

〔パネラー／芝〕

- \* 制度改革には、このパネルでも何度か指摘されていますが、やはり「個人掛金」がネックになっています。制度自体を、基本的に見た場合“誰のための制度とするか”を検討する必要があります。つまり、“法人のためか”“従事者のためか”によって大分異なってきます。

〔パネラー／岩本〕

\* 今日、多くの施設関係者の方々が居られますが、今行われている「民法法人」の整理は、社会福祉法人の見直しに波及することは、ほぼ間違いないと思っています。

今回の「パネルディスカッション」は、メンバーのユニークさもあったとは思いますが、大変示唆に富んだものでした。

特に、コーディネーターの品田氏や、今川弁護士の提言や課題提起には、本県でも早急に取り組むべき内容だったと思います。

さらに、なかでも岩本氏の所得税法上の「退職金控除」の件については、私も相当以前から気になっていた事案でありながら、ついつい先送りしてきてしまったことに、強い懸念を感じています。

いずれにしろ、残された時間はあまりありません。今般の課題は、われわれ役員だけの問題ではありません。共済に加入する各法人が一体となって、アクションを起こすことが迫られていることを再認識する必要があります。

## 報告 2

### 第2分科会 「法人移行の課題と対応」(一般財団法人移行後の課税ファンドについて)

報告者：事務局長 津野 晴利

公益法人改革法に対する対応で、選択肢の一つである一般財団法人に移行することを選ぶとき、検討すべき課題に、運用する資産の収益に課税されることによる影響があります。

この場合、一般財団法人でも非営利型一般財団法人の要件を整えたときには、その運用売買益は非課税となりますが、運用している資産から生じる利子・配当金には課税されます。

現在、退職手当共済財団は、資産を信託銀行を通じて、株式・債券に投資することにより運用管理しています。信託銀行の現在の資産運用方法は、非課税法人を前提条件とする方法で投資信託を運用しているので、利子・配当に課税されることになると、信託銀行は現在運用している方法では運用できなくなります。

それに対応するため、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、中央三井アセット信託銀行、りそな銀行の4行から、課税されることを前提に資産運用を行なう、「課税ファンド」を新たに用意していることと、その概要の説明がありました。

4行の「課税ファンド」の内容の詳細は、これから各行で検討され、準備が出来次第、共済団体に示されると思います。

この課税ファンドが出来ると、非営利型一般財団法人に移行することを選んだとき、信託資産の利子・配当に課税されることにより、信託資産からの収益はその分減少しますが、資産運用を投資信託で行なうことを選択肢とすることが出来ます。

今後、各行がどのような内容の課税ファンドを示すかを注視して行きたいと思います。

## 平成22年度上半期信託運用状況報告書(平成22年4月～22年9月)

### ○ 平成22年4月から平成22年9月にかけての運用状況

資産運用の時価ベースの時間加重収益率は、三菱UFJ信託銀行はマイナス3.49%、中央三井アセット信託銀行はマイナス3.40%と、共にマイナス運用となりました。これにより、時価と簿価の差額である評価損益はマイナス8,229万円となり、平成22年3月末の評価損益プラス3,723万円と比較すると信託運用資産(時価)は減少しました。このことから信託運用資産(時価)の要支給額に対する充足率は、平成21年度末には131.47%であったものが124.96%となりました。

#### 1. 運用機関別運用額

(単位：円)

	前年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年9月30日現在	平成22年9月30日現在内訳	
			三菱UFJ信託銀行	中央三井アセット信託銀行
信託元本	3,689,923,082	3,644,924,768	2,413,396,635	1,231,528,133
簿価	3,655,913,874	3,632,125,322	2,409,120,690	1,223,004,632
時価	3,693,144,383	3,549,834,697	2,423,353,945	1,126,480,752
評価損益	37,230,509	-82,290,625	14,233,255	-96,523,880

信託元本……当財団からの委託資産額【拠出金総額-(退職給付金総額+総幹事報酬)+信託収益のうち元本化された額】

簿価……購入時の価格 時価……平成22年9月30日現在の価格

評価損益……時価と簿価の差額であり、プラスであれば購入時より値上がりしていることを表します。

## 2. 収益率（時価）

### (1) 資産合計

(%)

	三菱UFJ信託銀行	中央三井アセット信託銀行
修正総合利回り	-3.42	-3.47
時間加重収益率	-3.49	-3.40

### (2) 資産別時間加重収益率

(%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産合計
ベンチマーク	3.35	-14.45	-5.61	-10.44	
三菱UFJ信託銀行	2.80	-14.93	-5.01	-10.78	-3.49
中央三井アセット信託銀行	2.98	-13.63	-5.86	-10.61	-3.40

修正総合利回り……評価損益も含めた総合的利回り。

時間加重収益率……コントロールできない現金の出入りの影響を取り除くことで、評価損益込みの運用成果をより正しく表わす利回り。

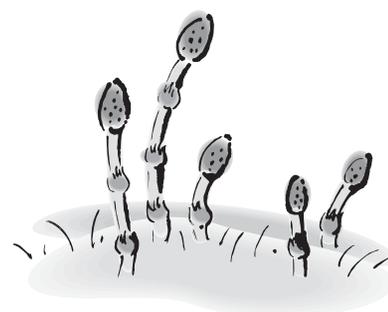
ベンチマーク……国内株式における TOPIX のような基準となる運用成果の指標（市場平均値）。予め指示した資産構成割合で加重平均した資産全体のベンチマークを、「複合ベンチマーク」という。

## 3. 信託報酬

(単位：円)

総幹事報酬	1,899,369
運用報酬	8,377,147
合計	10,276,516

三菱UFJ信託銀行・中央三井アセット信託銀行の合計額



## 4. 要支給額に対する充足率

(平成22年9月30日現在)

要支給額 (A)	2,840,692,799 円
信託運用資産 (時価) (B)	3,549,834,697 円
差額 (B)-(A)	709,141,898 円
充足率 (B)÷(A)	124.96 %

要支給額……平成22年9月30日時点での加入者（65歳以上の者を除く。）全員の計算上必要とされる退職給付金の総額。

## 5. 資産別運用状況（時価）

(平成22年9月30日現在)

資産	基本 構成比 (%)	三菱UFJ信託銀行		中央三井アセット信託銀行		合計	
		金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
国内債券	55.0	1,301,025,810	53.7	570,995,951	50.7	1,872,021,761	52.7
国内株式	20.0	472,924,932	19.5	245,263,472	21.8	718,188,404	20.2
外国債券	13.0	316,340,227	13.1	161,866,263	14.4	478,206,490	13.5
外国株式	9.0	224,248,404	9.2	117,308,353	10.4	341,556,757	9.6
その他	3.0	108,814,572	4.5	31,046,713	2.7	139,861,285	4.0
資産合計	100.0	2,423,353,945	100.0	1,126,480,752	100.0	3,549,834,697	100.0
信託元本		2,413,396,635		1,231,528,133		3,644,924,768	

基本構成比に対する変更許容幅……各行とも±7%

## 平成23年1月末信託運用状況報告（平成22年10月～23年1月）

### ○ 平成22年10月から平成23年1月にかけての運用状況

三菱UFJ信託銀行・中央三井アセット信託銀行の時価ベース収益率は下記の資産別時間加重収益率（通期）の表のとおりで、資産運用状況は運用機関別運用額の表のとおりになりました。

米国では、FRB（連邦準備制度理事会）が追加金融緩和に踏み切るとの市場の期待に支えられて、株価は9月以降上昇に転じました。11月初旬にFRBが追加金融緩和を決定した後も、製造業・非製造業の景況感の高止まりと、緩やかながらも雇用者数が増加し、個人消費の拡大が続いていることなどを受け、株価は堅調推移となっています。国内株式も、米景気の回復を受けて、ドル安円高の動きに歯止めがかかった11月以降、反発しました。

各国の長期金利については、米国景気の改善が今後も続くとの市場の期待から上昇しました。また米ドルに対して80円前半まで円高が進みましたが、米景気回復期待に伴い日米金利差の縮小に歯止めがかかったことから、ドル安円高の動きが一服しました。ユーロは、根強い欧州債務問題を背景に小幅下落しました。

株価の堅調推移を受け、両信託銀行の資産運用状況は、平成22年9月30日現在の運用額に比べると改善してきています。

資産別時間加重収益率（通期）

（％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産合計
ベンチマーク	1.96	-6.04	-9.97	-2.10	
三菱UFJ信託銀行	1.82	-5.11	-9.57	-2.52	-1.37
中央三井アセット信託銀行	1.53	-4.18	-10.43	-2.29	-1.59

運用機関別運用額

（単位：円）

	平成23年1月31日現在	平成23年1月31日現在内訳	
		三菱UFJ信託銀行	中央三井アセット信託銀行
信託元本	3,710,443,133	2,525,397,547	1,185,045,586
簿価	3,690,599,873	2,520,348,055	1,170,251,818
時価	3,693,477,368	2,589,755,913	1,103,721,455
評価損益	2,877,495	69,407,858	-66,530,363

## 退職金 Q&A

Q. 退職給付金の請求手続き時に「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」が必要とありますが、この書類はどのようなものでしょうか？

また、A欄③の「この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間」はどのように記入するのでしょうか？

A. ・退職手当等の支払を受ける人は、その支払を受ける時まで、所得税法203条第1項各号に掲げる事項を記載した申告書（退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書）をその支払者を経由して税務署に提出しなくてはならないとされています。

退職給付金を支払う場合、この申告書の提出があれば、勤続期間に応じた退職所得控除額を控除して税額の計算を行います。提出がないと退職給付金に対して一律に20%の税率による源泉徴収が行われることになります。

・当財団から送金する退職給付金の支払者は共済契約法人である施設法人ですので、申告書A欄③は、施設法人に就職した年月日（自）・退職した年月日（至）を記入してください。

お問合わせ先

（財）高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

TEL：088-844-4865

FAX：088-844-3852